

『リスク学研究』倫理規程

2020年6月26日理事会制定

1. 各種投稿論文は一般に公表されている本会以外の刊行物に未発表のものに限る。また、各種投稿論文の主要な部分を構成するデータや理論が公開されている刊行物に未発表のものに限る。公開されている刊行物には、日本リスク学会年次大会講演論文集などの学会発表のための要旨集に相当するものは含まれない。ただし、編集委員会が承認したものはこの限りではない。
2. 投稿論文の内容にはねつ造、改ざん、盗用といった不正行為があってはならない。
3. 相手方の同意・協力を必要とする研究、個人情報取り扱いの配慮を必要とする研究、生命倫理・安全対策に対する取組を必要とする研究など法令等に基づく手続が必要な研究が含まれている場合には、研究機関内外の倫理委員会等における承認を受けていることが必要であり、この事実を本文中に明記する必要がある。倫理委員会などによる審査を受けることが困難な場合には、その理由と、論文内容が倫理上問題ないことを説明する文書を投稿時に添付し、論文内容の倫理性について査読者および編集委員会の判断を受ける必要がある。
4. 論文内容に利益相反の疑いがある場合にはその旨を投稿時に申し出て、論文内容の公正性について編集委員会の判断を受ける必要がある。
5. 学会誌に掲載された記事についての責任は著者が負うものとする。